

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、持続的成長を図るため競争力強化に向けたコーポレート・ガバナンスの確立を重要課題として認識し、その強化に取り組んでおります。監査等委員会制度採用の下、会社の機関として株主総会、取締役会および監査等委員会等の法律上の機能に加え、経営会議、リスク管理委員会等様々な内部統制の仕組みを整備することで、常にイノベティブな経営を実践し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-2.株主総会における権利行使】

補充原則1-2

当社は、株主総会招集通知を開催日の2週間前に発送し、同日に当社ホームページにおいて招集通知を掲載しております。株主に議案をご検討いただくために十分な期間を確保できていると考えておりますが、早期発送については今後検討してまいります。

補充原則1-2

当社株主における機関投資家や海外投資家の比率を鑑み、議決権行使の電子化や招集通知の英訳を実施しておりません。今後、株主構成比率の変化に応じ適宜環境整備を継続的に検討してまいります。

【原則4-2.取締役会の役割・責務(2)】

補充原則4-2

役員報酬の業績連動やインセンティブの仕組みに関しては、今後必要に応じて検討してまいります。

【原則4-11.取締役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11

当社の取締役会は、監査等委員である取締役以外の取締役5名、監査等委員である取締役3名で構成されており、経営に関わる重要事項については常に情報共有及び意見交換をできる状況にあります。また、業務執行に関しても相互評価及び確認ができる関係にあることから自己評価を実行する予定はございません。ただし、取締役会全体の実効性についての分析・評価およびその結果の開示については今後検討いたします。

【原則5-2.経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社では中長期的な企業価値向上を図るため、経営理念、経営計画および中期経営計画を策定しております。しかしながら当社グループの基幹事業の一つである医薬品原薬輸入は、原材料取引相場の変動や外国為替の変動により業績に影響を及ぼす可能性があり、特に利益面の振れ幅も一定程度見込まれることから、ステークホルダーに対し予断を与えかねない事を配慮し、数値の公表は差し控えております。当社は企業価値向上及び株主共同の利益向上を究極の目標としており、事業利益の拡大を最重視しつつ、資本効率を高める施策についても適宜検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】

投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等の保有目的の合理性を満たすことを基本方針としています。政策保有株式については、その発行会社との提携・取引維持の観点から、成長への必要性等を勘案し、事前に協議の上取締役会に諮ることとしています。同株式に係る議決権行使は、当社方針への適合性、発行会社の健全経営への有効性、企業価値の向上への期待度等を総合的に勘案して行っています。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社は、取締役との間で取引を行う場合、取締役会で事前の承認を要する旨が社内規程に定められております。また、当社が主要株主等と取引を行う場合は、一般的な取引と同様に社内規程に基づいて所定の手続きを行っております。

【原則3-1.情報開示の充実】

(1)当社グループの経営理念は、当社のホームページに公開しております。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1-1.基本的な考え方」に記載の通りです。

(3)取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬につきましては、固定報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会の授権を受けた取締役社長が、代表権の有無、役職、業績、社会水準等を総合的に勘案の上、決定しております。また、監査等委員である各取締役の報酬につきましても、固定報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、監査等委員会が、常勤・非常勤の別、役割、社会水準等を総合的に勘案の上、協議により決定しております。

(4)取締役候補者の指名につきましては、取締役会において取締役候補者を最終決定し、株主総会へ提案いたします。

(5)株主総会参考書類に、各取締役候補者の選任理由及び略歴を記載しております。「招集通知」につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照下さい。

【原則4-1.取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1

当社は、会社法に基づき取締役会決議により重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任できる旨の規定を定款に設けております。また、「職務権限規程」に基づき、取締役会、代表取締役、当の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、承認等に関する権限を明確に定め

ております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、外部の視点から経営の透明性を高めるため、複数の社外取締役の活用により取締役会の監督機能の強化に取り組んでおります。なお、独立社外取締役を選任する際には、会社法ならびに東京証券取引所が定める基準に準じて独立性の判断を行っております。各分野での豊富な経験と幅広い見識を備え、取締役会において適切な意見・助言が期待できる人物を独立社外取締役の候補としております。

【原則４－１１．取締役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則４－１１

当社取締役会の構成は、監査等委員である取締役以外の取締役９名以内、監査等委員である取締役５名以内で構成する旨、定款で定めております。

現在、企業規模等を勘案し、監査等委員である取締役以外の取締役５名、監査等委員である取締役３名（うち社外取締役２名）にて構成しております。また、取締役候補者を決定する際は、取締役会が社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性並びに高い倫理観・優れた人格を有する者を取締役候補に指名し、株主総会で選任することで、取締役会の多様性及び全体としての知識・経験・能力のバランスが当社にとって最適な形で確保されるよう努めています。

補充原則４－１１

取締役の重要な兼職の状況については、定時株主総会の招集通知及び有価証券報告書において掲載しております。

【原則４－１４．取締役のトレーニング】

補充原則４－１４

当社は各取締役に対し、事業に関連する関連法令をはじめとする知識を周知する研修を定期的に行い、担当分野またはそれ以外を問わず広く知識を習得する場を定期的に設けるほか、各種協会や諸団体等が実施する各種セミナーや研修情報を提供し、派遣する等のトレーニングを行います。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、上場の際にIR担当取締役を選任すると共に、総務部をIR担当部署として定めております。上場後は株主や投資家に対し、決算説明会の開催、スモールミーティング等の実施を検討しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
首藤 利幸	2,219,880	71.33
堀江 淳子	197,850	6.36
岡澤 紘一	146,850	4.72
石綿 聡明	93,130	2.99
小角 真理	67,000	2.15
増井 正樹	41,220	1.32
大塚 里津子	40,610	1.30
池田 慎也	37,110	1.19
大澤 仁生	28,350	0.91
小松 美代子	22,010	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無	首藤 利幸
親会社の有無	なし

補足説明

首藤 利幸は、当社代表取締役社長であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	6 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引は原則行わない方針ですが、やむを得ず取引を行う場合は、取引の合理性及び取引条件の妥当性について取締役会で審議の上、決定いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
矢野 千秋	弁護士											
平尾 禎孝	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢野 千秋	○	○	――	矢野千秋氏は、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しております。
平尾 禎孝	○	○	――	平尾禎孝氏は、医薬品ビジネスに関する企業経営に関して豊かな経験と高い見識を有しております。当社の企業活動において客観的で広範囲かつ高度な視野から、当社取締役会の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただけると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現時点では設置しておりませんが、監査等委員会からの求めがあった際には適宜設置する予定です。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人(有限責任法人あずさ監査法人)から四半期ごとの監査報告会を中心に監査業務の執行状況について報告を受け、会計監査人の独立性に関する事項や、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保する体制等について確認するとともに、監査結果を共有しております。また、内部監査部門と監査計画の策定やフィードバック等について打ち合わせを実施し、必要な指示を行うとともに、監査の実施結果について報告を受けることを通じて、監査機能の強化及び実効性向上に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役それぞれの職責・業績を総合的に判断し、報酬額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員ごとの報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため個別報酬の開示は行っておりません。
なお、有価証券報告書及び事業報告において全取締役の報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等については、株主総会において決議された報酬の限度内で、監査等委員を除く取締役については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外役員へのサポートは、総務部が主に行っております。取締役会開催にあたり議案及び資料等の事前配布を行うと共に、各役員からの問い合わせに対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、平成29年9月27日開催の第3期定時株主総会決議に基づき監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社におけるコーポレート・ガバナンス体制につきましては、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。

各機関等の体制の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役会

取締役会は、監査等委員である取締役以外の取締役5名及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、経営基本方針、事業計画、法令規定事項、その他経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、当社及び子会社の業務執行を厳正に監督しております。取締役会は原則として毎月1回定時で開催するほか、必要に応じて臨時開催いたします。

なお、重要な業務執行の決定については、当社定款において、取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部について取締役に委任することができる旨の規定を設けております。現時点での委任実績はありませんが、取締役の業務執行状況や監査等委員会により監査執行状況を見極め適時実施して参ります。

2. 監査等委員・監査等委員会

監査等委員会は、独立した社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成され、原則として毎月1回定時で開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。

監査等委員会は、会計監査認可から四半期に一度の監査報告を受けるほか、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況の報告を受けることで情報共有を図っております。また、常勤の監査等委員が経営者会議やリスク管理委員会等の重要な会議に出席するほか、内部監査部門と連携して子会社事業所等への往査を実施し、実効性のある監査・監督を行っております。

3. 経営者会議等

当社は、持株会社としてグループ全体を統合したマネジメントを行っており、常時関係会社の経営状態等を把握しております。子会社に関する経営関与については、主要子会社の経営会議、取締役会及びグループ全社の役員が参加する経営者会議等各種会議体を通し当社のマネジメント方針を子会社経営層に伝える他、次の2つを基本方針としております。

1. 子会社の経営成績、財政状態把握のため、月次予実管理の実施
2. 経営上の重要事項等の決定への参画・承認および結果報告の実施

なお、上記事項について、当社の取締役が子会社の取締役や監査役を兼務すること、子会社の重要事項の決定を当社の承認事項とするよう定めることにより内部管理体制の強化を図っております。

4. 会計監査人

当社は、会計監査人設置会社であり、有限責任法人あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。当社の監査業務を執行する公認会計士は同法人所属の古山和則氏、木下洋氏であります。監査業務に係る補助者は同監査法人の選定基準に基づき決定されており、その構成は公認会計士5名となっております。

5. 内部監査体制

当社グループの内部監査は、業務執行部門から独立した内部監査室において実施しております。内部監査室は年度監査計画に基づき、定期的にグループ内全部門の業務執行の状況を合法性と合理性の観点から監査しており、内部監査の結果については、内部監査結果通知書及び改善事項があれば改善指示書を作成し、被監査部門に改善の指示を行うと共に、その評価結果は取締役会及び監査等委員会に定期的に報告する体制となっております。また被監査部門は、通知受領後遅滞なく改善指示に対する回答書を作成し、内部監査の結果を業務改善に活用しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員が経営の意思決定に加わることによって監査・監督機能が強化され、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実が図れるものと判断し、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、法令通り遅滞なく招集通知を発送しております。今後は株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算であり、株主総会開催集中日は回避されていると考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家や外国人株式保有比率を踏まえ、実施を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、社長又はIR担当取締役が説明を行っていくことを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、各四半期報告書、有価証券報告書、招集通知等の資料を当社ホームページに掲載いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「コア商事ホールディングスグループ 行動憲章」および「コア商事ホールディングスグループ 行動基準」を定め、「企業は全てのステークホルダーのもの」という考えのもと、社会の一翼を担う企業として、高度に倫理的な企業風土の醸成を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	日本赤十字社、UNICEF、国境なき医師団等への寄付の他、大学や研究機関の学術研究事業に協賛する等の社会貢献を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を次の通り定め、業務の適正性の確保を図っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社の子会社(以下、総称して「当社グループ」という)は、「コア商事ホールディングスグループ行動憲章」及び「コア商事ホールディングスグループ行動基準」を制定するとともに「コンプライアンス規程」を制定し運用することによって、当社代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を敷いております。コンプライアンス委員会事務局を当社総務部に置き、研修を定期的に開催し、法令遵守、企業倫理遵守の啓発活動などの諸施策を推進し、コンプライアンス意識の向上に努めております。

当社グループは、財務報告に係わる「財務経理規程」を制定し、内部統制計画書に基づき、財務報告の信頼性の確保、業務の有効性及び効率性の向上を評価した運用を行っております。

当社グループは、「公益通報規程」を制定し、公益通報者の保護を図っております。反社会的勢力への対応については、当社グループは「コア商事ホールディングスグループ行動憲章」において反社会的勢力に対し毅然として対決し関係遮断を徹底することを宣言し、「コア商事ホールディングスグループ行動基準」において反社会的勢力への対応等を明記するなど、重要施策として取り組んでおります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、「文書管理規程」「情報セキュリティ基本方針」「情報セキュリティ基本規則」「情報システム管理規程」等の情報管理諸規程を制定し、情報の管理と情報の取扱いを規定しており、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についてもこれらの規程に基づき、適正に行っております。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスク管理規程」を制定し、代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設け、リスクの発生を防止するとともに、リスクが発生した場合の損害を最小限にとどめる体制の維持・向上を図っている。具体的には、発生の可能性のある大型災害等に備えた当社グループの体制の整備を行っております。

また、関係するグループ会社においては、GMP、GQP、GVP、GPSP等の基準に従い、製品の品質・安全性に関する監視を厳正に実施しております。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

当社グループは、「取締役会規程」「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等の職務権限及び意思決定ルールを定め、取締役の決議事項等に関する基準、組織の分掌業務、対象案件の重要度に応じた決裁権限を明確にすることによって、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を確保しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「コア商事ホールディングスグループ行動憲章」及び「コア商事ホールディングスグループ行動基準」の共有によりコンプライアンス意識の醸成をはかり、コーポレートガバナンスの充実に努めております。

当社は、承認事項及び報告事項を定めた「子会社管理規程」を制定し、子会社の管理・指導を行うとともに、グループ会社から定期的に業務、業績及びその他重要な事項に関する報告を求め、更に、グループ会社に生じた重要事項に関しては当社の取締役会における承認を得るなど、適切な子会社管理体制を敷いております。

更に、グループ会社に必要に応じて取締役あるいは監査役(いずれも非常勤を含む)を派遣し、グループ会社との連携を強化し業務の適正を確保しております。

また、監査等委員会及び内部監査室は、グループ会社に対する往査を含め、当社及び子会社の監査を行うとともに、業務の適正性確保のため、必要に応じて相互に意見交換等を行い、連携を図っております。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を必要としたとき、監査等委員である取締役及び監査等委員会の求めにより、監査等委員会の業務を補助する従業員を任命することができます。

当該使用人は監査等委員会及び監査等委員の指揮命令に従うものとし、当社グループの取締役等の指揮命令権は及ばないものとしております。

当該使用人の人事異動・評価等に関しては、あらかじめ監査等委員会に相談し、意見を求めることとしております。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員会は「監査等委員会規程」を制定し、当社グループの取締役及び使用人から監査等委員会及び監査等委員に通知・報告する体制を定めております。

また、当社グループは、監査等委員への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けることを禁止しております。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行上必要と認める費用については、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会において委任を受けた監査等委員がグループ会社の取締役会等の重要会議に出席するなどし、監査等委員会が実施する監査が実効的に行われる体制を確保しております。

監査等委員会は、会計監査人との定期的な打ち合わせを行うことによって、会計監査人の活動報告の把握を行い、情報交換を図ることによって監査活動の効率化と質的向上を図っております。

当社内部監査室は、監査等委員と定期的に会合し、当社グループの監査結果を報告する等の情報交換を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、反社会的勢力との関係遮断を事業継続上の必須事項と捉えており、「反社会的勢力排除に関する規程」および「反社会的勢力対応マニュアル」を定めており、社内研修などを通じて定期的に注意喚起しております。また、外部専門機関である公益財団法人神奈川県暴力

追放推進センターと情報共有等の連携を図っており、万一問題が発生した場合においても、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとることとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

